

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

令和2年(2020年)

目 次

議案第 9 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 10 号	市道路線の認定について……………	8
議案第 11 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	13
議案第 12 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	14
議案第 13 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	15
議案第 14 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	16
議案第 15 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	17
議案第 16 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	18
議案第 17 号	鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	20
議案第 18 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
議案第 19 号	鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	24
議案第 20 号	鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	26
議案第 21 号	鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	29
議案第 22 号	令和2年度鎌倉市一般会計補正予算(第2号)……………	31
議案第 23 号	鎌倉市副市長の選任について……………	35
報告第 1 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	37
報告第 2 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	38
報告第 3 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	39
報告第 4 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	40

報告第 5 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	41
報告第 6 号	継続費の逡次繰越しについて……………	42
報告第 7 号	繰越明許費について……………	44
報告第 8 号	地方公営企業法第26条の規定による建設改良費の繰越しに ついて……………	48
報告第 9 号	事故繰越しについて……………	51

議案第 9 号

市道路線の廃止について

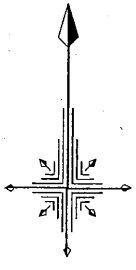
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 2 年（2020年） 6 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

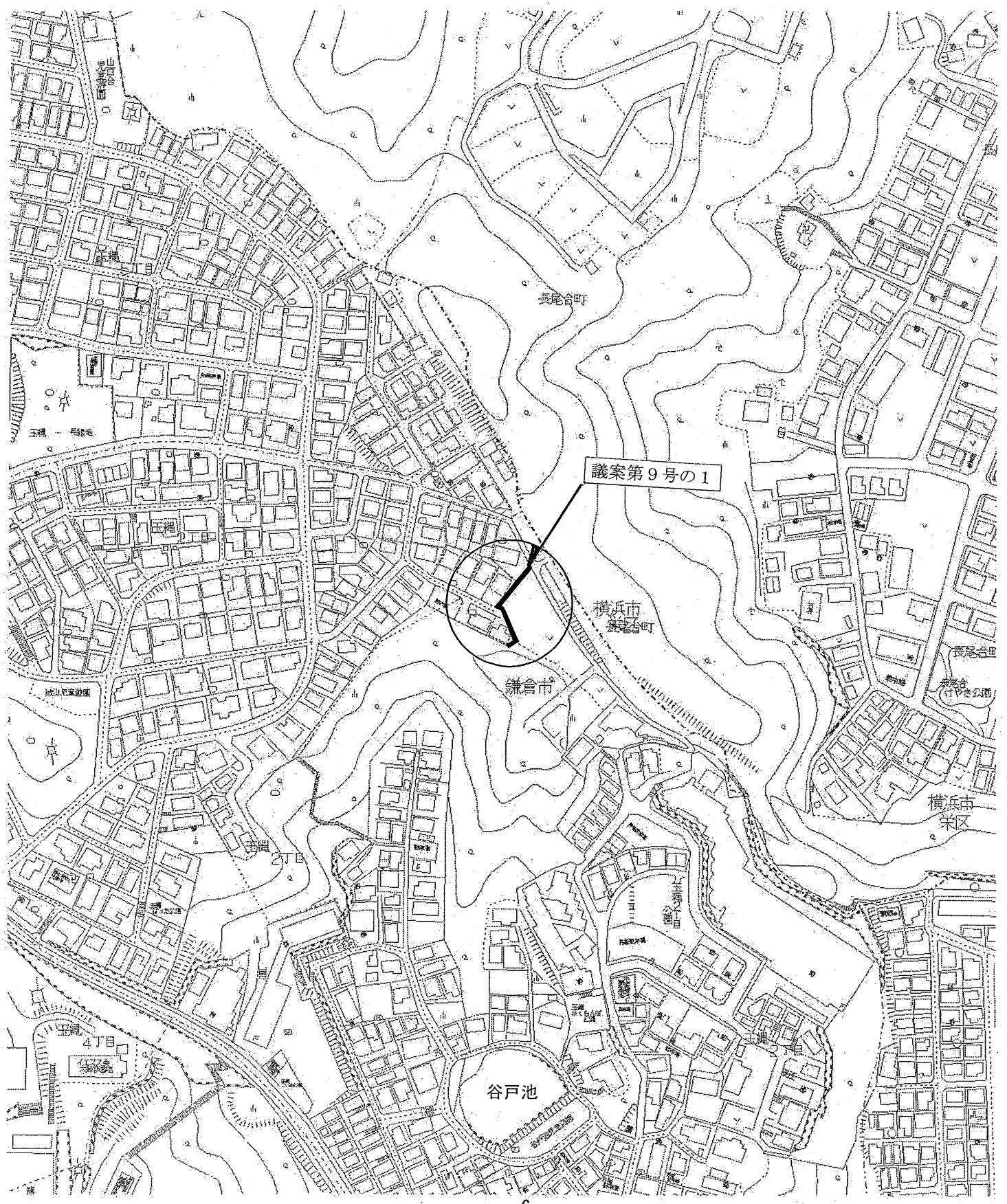
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	玉 縄 二 丁目	38番13	玉 縄 二 丁目	32番2	1.75～2.28	61.46	115.05	1

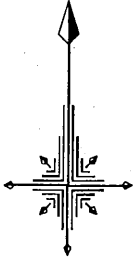


凡例 廃止箇所

案内図

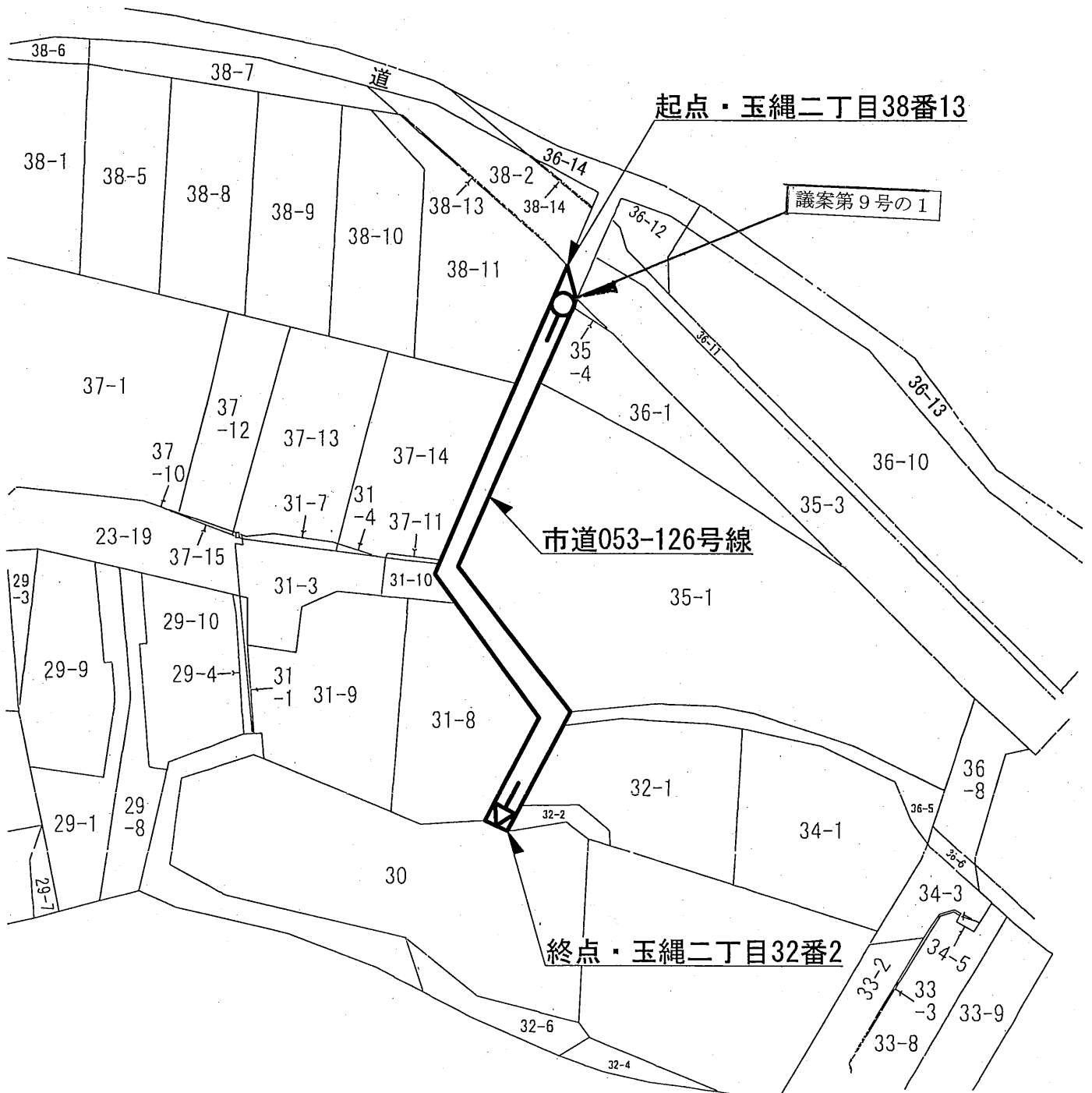
図面番号 1





公図写

図面番号 1



議案第 10 号

市道路線の認定について

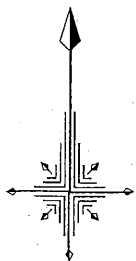
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 2 年（2020年） 6 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	玉 縄 二 丁目	38番13	玉 縄 二 丁目	35番1	1.80～ 2.28	48.63	90.16	1
2	大 町 二 丁目	2344番9	大 町 二 丁目	2344番15	5.00～ 9.27	36.72	217.19	2

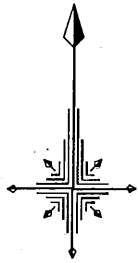


凡例  認定箇所

案内図

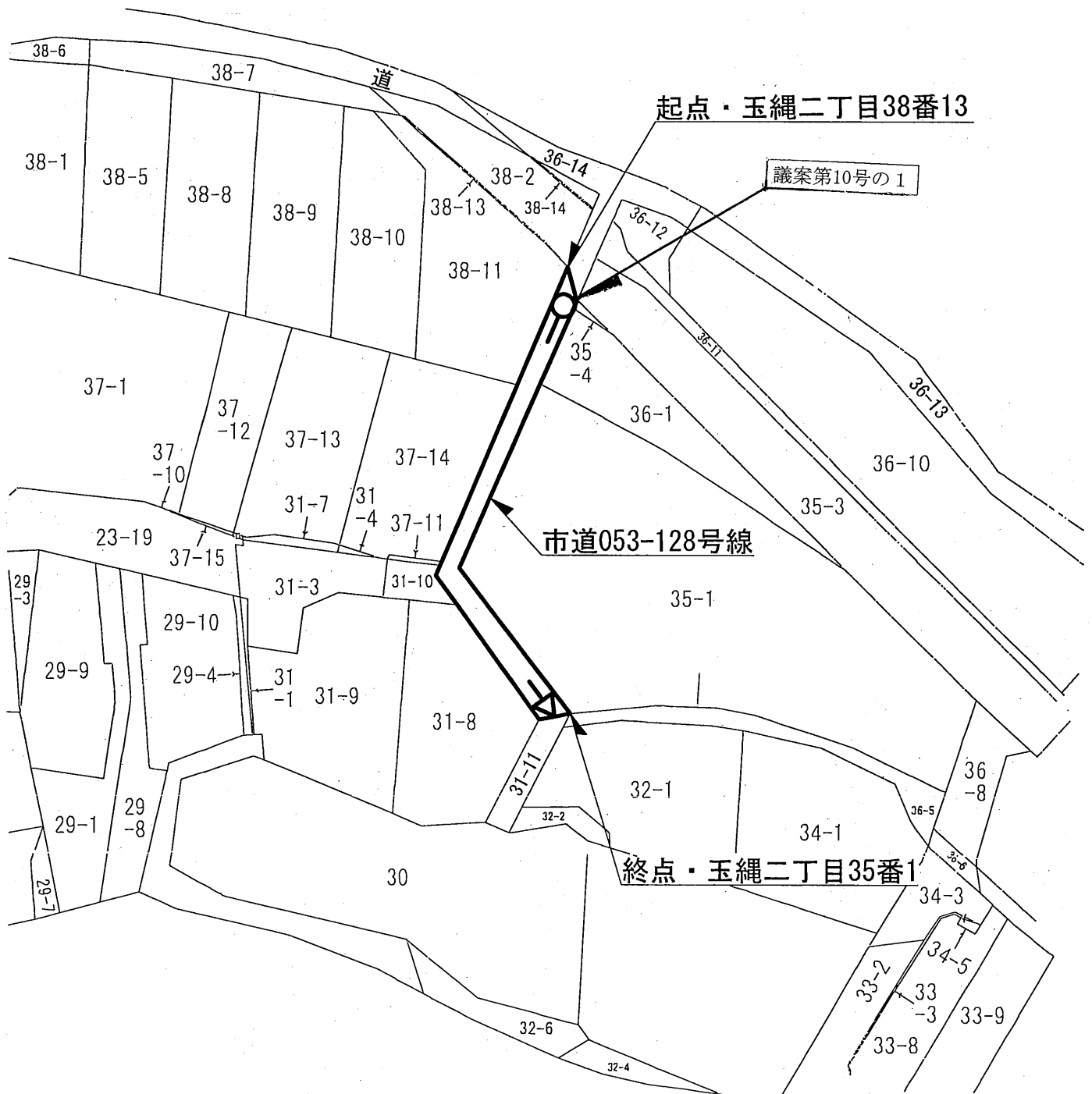
図面番号 1

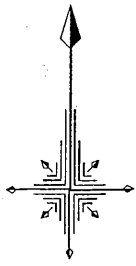




公図写

図面番号 1

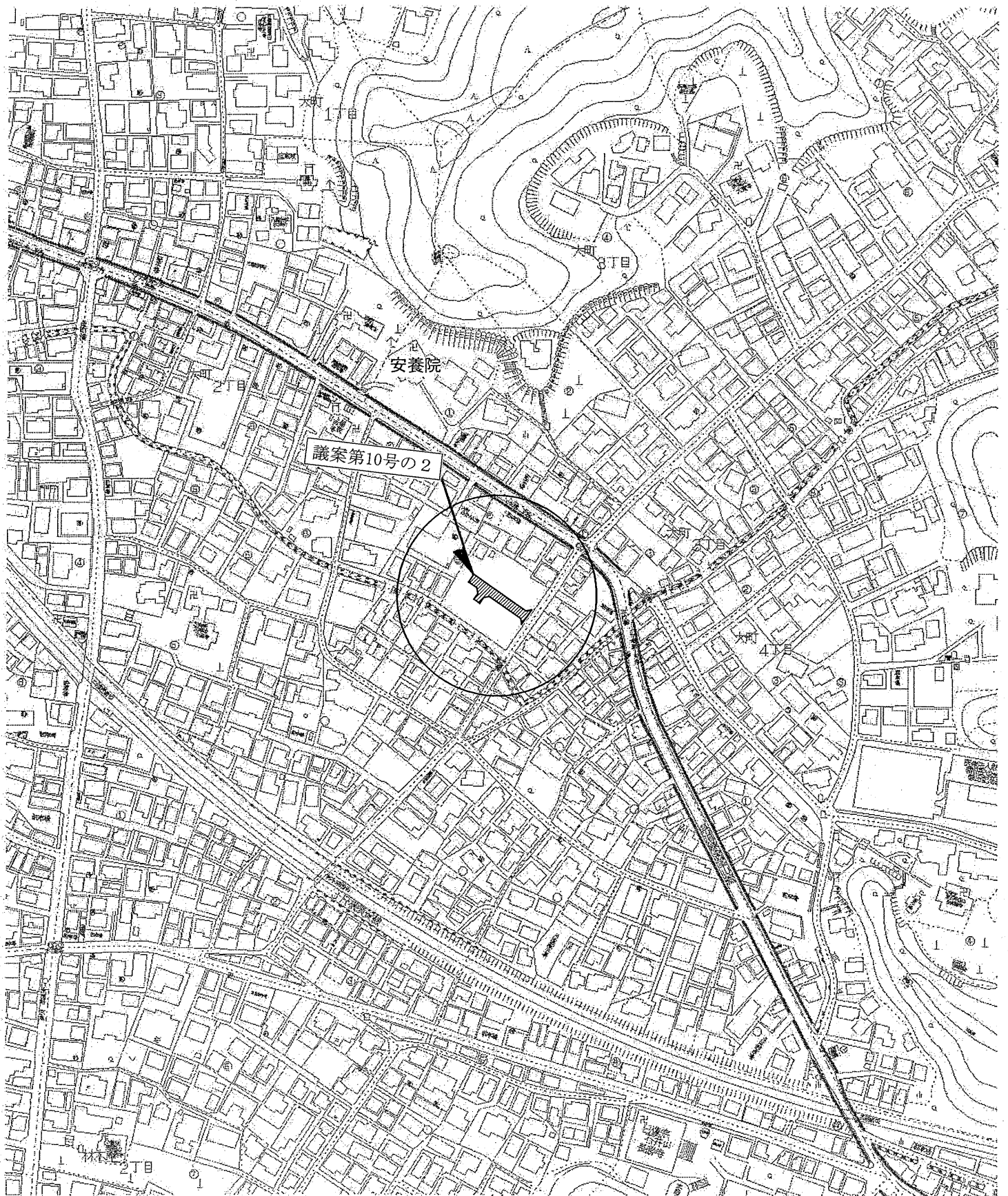


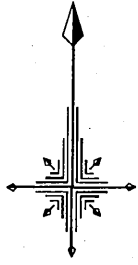


凡例  認定箇所

案内図

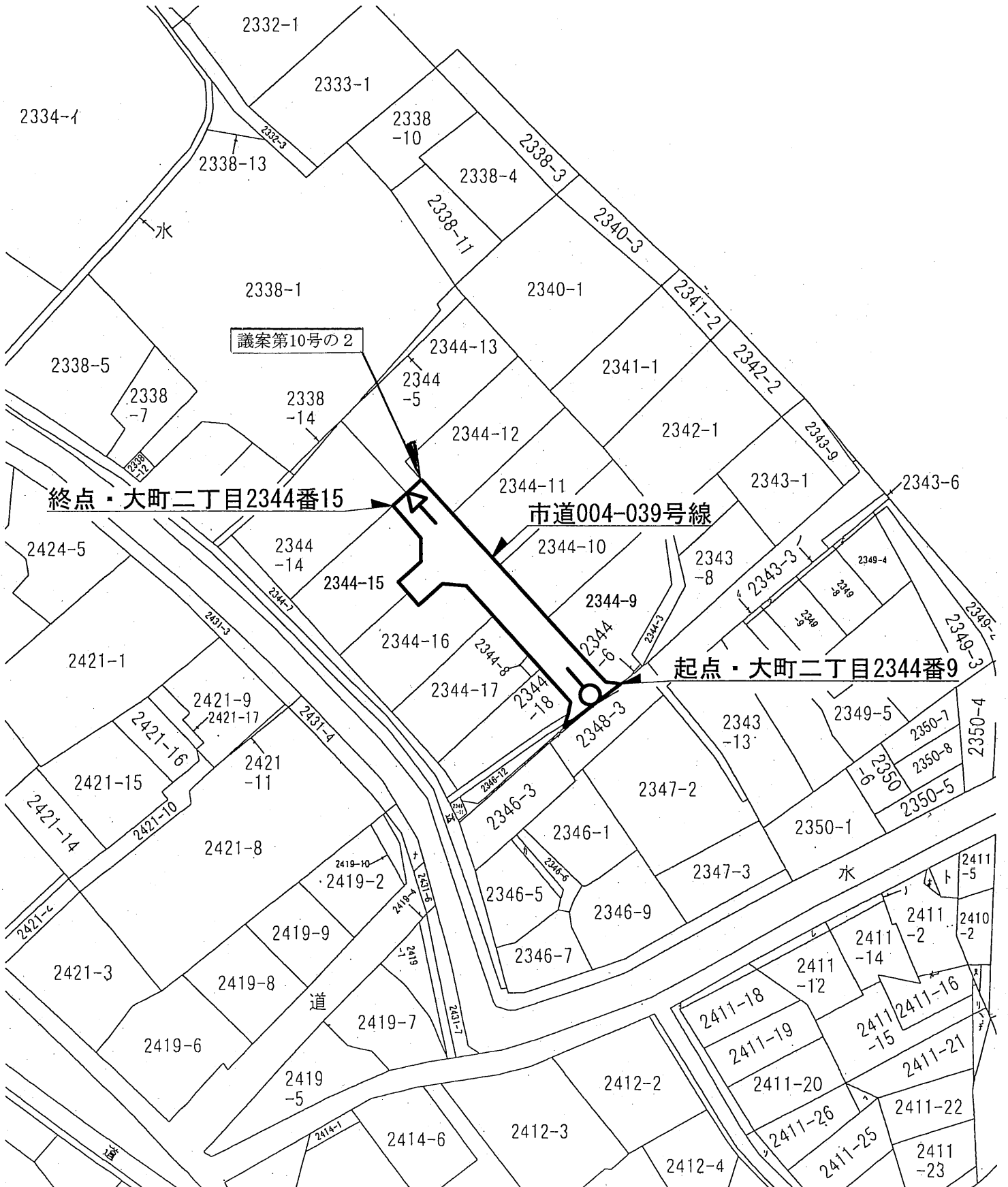
図面番号 2





公図写

図面番号 2



議案第 11 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和元年(2019年)9月9日、鎌倉市 [REDACTED]
[REDACTED] で発生した緑地管理に起因する事故に係る損
害賠償の額を次のとおり定める。

令和2年(2020年)6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 損害賠償の額 55,000円
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

議案第 12 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和元年（2019年）9月9日、鎌倉市 [REDACTED]
[REDACTED] で発生した緑地管理に起因する事故に係る損
害賠償の額を次のとおり定める。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 170,299円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |

議案第 13 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和元年（2019年）9月9日、鎌倉市 [REDACTED]
[REDACTED] で発生した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 298,870円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |

議案第 14 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和元年（2019年）10月12日、鎌倉市 [REDACTED]
[REDACTED] で発生した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額
を次のとおり定める。

令和 2 年（2020年） 6 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 55,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED]
[REDACTED] |

議案第 15 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和元年（2019年）9月9日、鎌倉市 [REDACTED]
[REDACTED] で発生した緑地管理に起因する事故に係る損害
賠償の額を次のとおり定める。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 3,103,100円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

議案第 16 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 6 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大による本市の財政及び地域経済の状況等を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の減額を行おうとするものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）の一
部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（令和2年12月の期末手当の特例）

- 4 令和2年12月における市長の期末手当については、第6条の規定にかかわ
らず、支給しない。
- 5 令和2年12月における次の各号に掲げる者の期末手当の額については、第
6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項の
規定により算出した額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減
じた額とする。

- (1) 副市長 $\frac{50}{100}$
- (2) 教育長 $\frac{30}{100}$

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 6 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

特殊勤務手当のうち感染症防疫作業手当について、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した職員に対する支給の特例措置を規定しようとするものである。

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年3月条例第10号）の一部
を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（感染症防疫作業手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。次項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

（内払）

- 2 改正後の附則第3項及び第4項の規定を適用する場合には、改正前の鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条の規定に基づいて支給された同条に規定する特殊勤務手当は、改正後の附則第3項及び第4項の規定により支給する特殊勤務手当の内払とみなす。

議案第 18 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を
受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を指定取消の申出に伴い削除するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人きづきの項を削り、同表NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項中「平成32年」を「令和2年」に改め、同表特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項及び特定非営利活動法人あっとほーむの項中「平成34年」を「令和4年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 6 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

介護保険法の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例の一部を改正
する条例

鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例（平成27年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条第26項」を「第8条第27項」に改め、同条第2号中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 6 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

水道法施行規則等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うも
のである。

鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例の一部を
改正する条例

鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例（平成24年12月条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市小規模水道及び小規模貯水槽水道に関する条例

目次及び第1条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第2条第3号中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「受けるため」を「貯めるため」に改める。

第9条第1項中「1年以内ごとに1回、規則で定めるところにより、定期の」を「規則で定めるところにより、毎年1回以上定期的に、」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 小規模貯水槽水道

第14条及び第15条中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第16条第1項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同項第1号中「1年以内ごとに1回、」を「毎年1回以上」に改め、同項第3号中「におい」を「臭い」に改め、同条第2項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に、「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上定期的に」に、「水槽の」を「水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

第16条第4項を削る。

第17条第5項中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改め、同条に次の1項を加える。

6 市長は、小規模貯水槽水道の設置者が前条第2項の規定による検査を受けないときは、当該小規模貯水槽水道設置者に対して、期限を定めて、検査を実施すべき旨を命ずることができる。

第18条から第20条までの規定中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第23条第2号を削り、同条第3号中「第17条第2項又は第3項」を「第17条第2項、第3項又は第6項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

鎌倉市下水道条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年） 6 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

生活保護法により公の保護を受けている者の下水道使用料の減免を廃止するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例

鎌倉市下水道条例（昭和46年6月条例第2号）の一部を次のように改正する。
第15条第1項を次のように改める。

市長は、使用料の納付者が災害等により使用料を納付することが困難であると認めるとき又は規則で定める事由に該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日において改正前の第15条第1項第2号に該当し、同項の規定により使用料の免除を受けていた者に係る、鎌倉市下水道条例第12条第2項の規定により施行日以後最初に算定する汚水量に応じ、同条第1項の規定により算出する使用料の免除については、改正後の第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 22 号

令和 2 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 2 号）

令和 2 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 278,312 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83,971,294 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年（2020 年）6 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
50	使用料及び手数料	1,223,453	△4,395	1,219,058
	5 使用料	450,182	△4,395	445,787
55	国庫支出金	26,638,781	114,769	26,753,550
	5 国庫負担金	7,196,006	52,121	7,248,127
	10 国庫補助金	19,413,458	62,648	19,476,106
75	繰入金	4,757,609	88,438	4,846,047
	5 基金繰入金	4,755,609	88,438	4,844,047
85	諸収入	956,198	2,500	958,698
	25 雑入	528,997	2,500	531,497
90	市債	3,011,000	77,000	3,088,000
	5 市債	3,011,000	77,000	3,088,000
	歳 入 合 計	83,692,982	278,312	83,971,294

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	26,023,571	114,606	26,138,177
	5 総務管理費	24,440,310	114,606	24,554,916
15	民生費	26,539,436	100,544	26,639,980
	5 社会福祉費	12,714,983	61,487	12,776,470
	10 児童福祉費	11,493,316	39,057	11,532,373
35	商工費	1,713,346	41,330	1,754,676
	5 商工費	1,713,346	41,330	1,754,676
45	土木費	7,856,379	3,684	7,860,063
	20 都市計画費	4,908,208	3,684	4,911,892
55	教育費	7,784,647	18,148	7,802,795
	5 教育総務費	2,243,258	2,782	2,246,040
	20 社会教育費	1,675,324	10,759	1,686,083
	25 保健体育費	444,163	4,607	448,770
	歳 出 合 計	83,692,982	278,312	83,971,294

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務災害復旧事業債	千円 0	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 77,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合計	3,011,000				3,088,000			

議案第 23 号

鎌倉市副市長の選任について

次の者を、鎌倉市副市長に選任いたしたい。

よって、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求める。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市山崎1326番地

小 磯 一 彦


昭和30年4月8日生

「参 考」

略歴については省略

報告第 1 号



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和元年（2019年）5月27日、で発生した、環境部環境センター今泉クリーンセンター担当用務で稼働中の2トンドンプ車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 75,600円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 処分の日 | 令和2年（2020年）5月19日 |

報告第 2 号



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和元年（2019年）10月15日、鎌倉市長谷二丁目20番先路上で発生した、環境部環境センター名越クリーンセンター担当用務で稼働中の2トンダンプ車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 238,648円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 令和2年（2020年）5月19日 |

報告第 3 号



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和元年（2019年）11月20日、鎌倉市台一丁目5番先路上で発生した、環境部環境センター今泉クリーンセンター担当用務で稼働中の2トンダンプ車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 169,400円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 令和2年（2020年）5月19日 |

報告第 4 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和元年（2019年）12月3日、鎌倉市関谷510番地先路上で発生した、教育部学務課用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 177,100円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市大船1709番地2
神奈川県大船警察署
交通課長 瀬 畑 竜 介 |
| 3 | 処分の日 | 令和2年（2020年）5月19日 |

報告第 5 号



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 2 年（2020年） 2 月 19 日、藤沢市本藤沢二丁目 14 番先路上で発生した、健康福祉部生活福祉課用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年（2020年） 6 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 476,102円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 令和 2 年（2020年） 5 月 19 日 |

継続費の逡次繰越しについて

令和元年度一般会計予算中、鎌倉駅東口駅前広場整備事業、御成小学校旧講堂改修事業、生涯学習センター耐震改修事業及び鎌倉武道館特定天井改修事業の継続費の支払残額を令和2年度に逡次繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和元年度鎌倉市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額		支出及び見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内			訳源
				予算上額	前年度繰越額				繰越金	国(県)支出金	特定地方債	
45	土木費	20 都市計画費 鎌倉駅東口駅前広場整備事業	553,630,000	263,520,000	155,467,000	418,987,000	418,987,000	418,987,000	0	363,600,000	0	0
55	教育費	10 小学校費 御成小学校旧講堂改修事業	521,314,000	94,840,000	0	94,840,000	94,840,000	94,840,000	0	69,800,000	0	9,208,000
55	教育費	20 社会教育費 生涯学習センター耐震改修事業	229,790,000	172,350,000	0	172,350,000	112,932,900	112,932,900	59,417,100	75,000,000	23,717,000	14,215,900
55	教育費	25 保健体育費 鎌倉武道館特定天井改修事業	231,880,000	92,752,000	0	92,752,000	11,121,040	11,121,040	81,630,960	0	0	0
計			1,536,614,000	623,462,000	155,467,000	778,929,000	637,880,940	637,880,940	141,048,060	516,900,000	27,175,000	23,423,900

繰越明許費について

令和元年度一般会計予算中、玉縄三丁目3番先災害本復旧に係る地質調査・設計事業、公的不動産利活用に係る事業者選定支援事業、私立保育所等新型コロナウイルス対策補助事業、(仮称)おなり子どもの家等施設整備事業、被災中小企業者復旧支援事業費補助事業、ハイキングコース復旧事業、トンネル修繕設計事業、道路維持修繕事業(市道015-018号線外)、崩落土処分等業務委託事業、道路維持修繕事業(市道050-000号線)、交通安全施設整備事業(市道027-000号線)、鎌倉駅西口駅前広場整備事業、令和元年度深沢地区交通管理者調整協議資料作成委託事業、GIGAスクール構想対応タブレット端末購入事業、GIGAスクール構想対応高速Wi-Fi化整備事業、第二中学校法面崩落復旧修繕事業、鎌倉生涯学習センター空調機冷媒漏れ修繕事業、史跡永福寺跡崩落防止対策事業、史跡朝夷奈切通復旧(崩落土砂処分等)事業、史跡鶴岡八幡宮境内崩落防止対策事業及び史跡東勝寺跡崩落対策事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和2年(2020年)6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和元年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源			内	記		
					既収入特定財源	の		未	収入	定				財	源
						国(県)支出金	地方債			その他	一般財源				
					円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10	総務費	05 総務管理費	14,027,200	9,827,200	0	0	0	0	0	0	0	0	9,827,200		
10	総務費	05 総務管理費	8,018,000	3,251,297	0	0	0	0	0	0	0	0	3,251,297		
15	民生費	10 児童福祉費	9,379,000	9,379,000	0	9,379,000	0	0	0	0	0	0	0		
15	民生費	10 児童福祉費	11,935,000	11,935,000	0	0	0	0	0	0	0	0	11,935,000		
35	商工費	05 商工費	21,568,000	21,568,000	0	21,568,000	0	0	0	0	0	0	0		
40	観光費	05 観光費	9,999,000	9,867,000	0	0	0	0	0	0	0	0	9,867,000		
45	土木費	10 道路橋りょう費	19,074,000	19,074,000	0	0	0	17,100,000	0	0	0	0	1,974,000		
45	土木費	10 道路橋りょう費	39,072,000	39,072,000	0	0	0	35,100,000	0	0	0	0	3,972,000		

令和元年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左			源			内	一		
					既収入特定財源	未収入		特定	財	源			内	源
						国(県)支出金	地方債							
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
45 土木費	10 道路橋りょう費	崩落土処分等業務委託事業	26,114,000	26,114,000	0	0	23,700,000	0	0	0	0	2,414,000		
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 (市道015-000号線)	31,471,000	31,471,000	0	0	28,300,000	0	0	0	0	3,171,000		
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業 (市道027-000号線)	8,822,000	8,822,000	0	0	0	0	0	0	0	8,822,000		
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉駅西口駅前広場整備事業	48,557,300	30,907,300	0	0	23,200,000	0	0	0	0	7,707,300		
45 土木費	20 都市計画費	令和元年度深沢地区交通管理者調整協議資料作成委託事業	10,373,000	10,373,000	0	0	0	0	0	0	0	10,373,000		
55 教育費	05 教育総務費	GIGA スタール構想対応タブレット端末購入事業	179,955,000	179,955,000	0	119,970,000	0	0	0	0	0	59,985,000		
55 教育費	05 教育総務費	GIGA スタール構想対応高速 Wi-Fi 化整備事業	653,216,000	652,741,000	0	140,980,000	509,600,000	0	0	0	0	2,161,000		
55 教育費	15 中学校費	第二中学校法面崩落復旧修繕事業	9,790,000	9,790,000	0	6,526,000	0	0	0	0	0	3,264,000		

令和元年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源				内	一	
					既収入特定財源	未収入	国(県)支出金	地方債	特定	財	源	源			
55	教育費	鎌倉生涯学習センター空調機 冷媒漏れ修繕事業	5,989,000	5,988,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,988,400
55	教育費	史跡永福寺跡崩落防止対策 事業	123,288,000	123,288,000	0	86,301,000	33,300,000	0	0	0	0	0	0	0	3,687,000
55	教育費	史跡朝夷奈切通復旧 (崩落土砂処分等) 事業	16,258,000	16,258,000	0	11,380,000	4,800,000	0	0	0	0	0	0	0	78,000
55	教育費	史跡鶴岡八幡宮境内崩落防止 対策事業	6,985,000	6,985,000	0	4,889,000	1,900,000	0	0	0	0	0	0	0	196,000
55	教育費	史跡東勝寺跡崩落対策事業	4,257,000	4,257,000	0	2,979,000	1,100,000	0	0	0	0	0	0	0	178,000
計			1,258,147,500	1,230,923,197	0	403,972,000	678,100,000	0	0	0	0	0	0	0	148,851,197

地方公営企業法第26条の規定による
建設改良費の繰越しについて

令和元年度下水道事業会計予算中、公共下水道（污水）改築事業（西部污水幹線）、公共下水道（污水）改築工事監督支援業務委託事業、公共下水道（雨水）築造事業（関谷川第2雨水幹線）、公共下水道（污水）耐震化事業（台污水幹線）及び制御設備棟冷暖房設備取替業務委託事業について、別紙計算書のとおり繰越しをした。

よって、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和元年度鎌倉市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に 係る繰越を要する たな限資産の額	明 説	
						国(県)支出金	地方債	提益勘定留保 資金	不 用 額			
1	資本的支出	1 建設改良費										本件は国道134号に 埋設されている既設管 の改築工事であるが、 道路管理者である藤沢 土木事務所が同箇所 で実施予定の工事との調 整及び協議に時間を要 し工法が確定できず、 年度内に工事を完了す ることが不可能となっ たものである。
		公共下水道(汚水)改築事業 (西部汚水幹線)	324,500,000	0	324,500,000	0	308,200,000	16,300,000	0			
1	資本的支出	1 建設改良費										本件は国道134号に 埋設されている既設管 の改築工事の監督業務 の支援を委託により受 けるものであるが、道 路管理者である藤沢土 木事務所が同箇所 で実施予定の工事との調 整及び協議に時間を要 し工法が確定できず、 年度内に業務を完了す ることが不可能となっ たものである。
		公共下水道(汚水)改築工事 監督支援業務委託事業	10,142,000	0	5,910,666	0	0	5,910,666	4,231,334			
1	資本的支出	1 建設改良費										本件は令和元年度の 施工区間について、支 障物件(水道管・ガス 管)の協議・移設に時 間を要し、年度内に工 事を完了することが不 可能となったものであ る。
		公共下水道(雨水)築造事業 (関谷川第2雨水幹線)	54,967,000	0	54,967,000	7,500,000	44,700,000	2,767,000	0			

令和元年度鎌倉市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな限資産の購入額	説明
						国(県)支出金	地方債	増資 利益勘定留保金等		
I	資本的支出	1 建設改良費 公共下水道(汚水)耐震化 事業(台汚水幹線)	19,433,000	0	19,433,000	円	円	円	円	本件は工期を令和2年(2020年)2月14日までの70日間と見込み、一般競争入札を行った結果、入札参加者全員が辞退し入札不調となった。工期の短縮が原込めず、年度内に工事を完了することが不可能となったものである。
			4,988,000	0	4,730,000	円	円	円	円	本件は令和元年(2019年)12月24日に経年劣化にて故障した冷暖房設備の取換を行うものだが、400ボルトの特珠機器であり機器製作期間に3か月を要するため、年度内に工事を完了することが不可能となったものである。
計			414,030,000	0	409,540,666	9,215,000	369,600,000	30,725,666	4,489,334	0

事故繰越しについて

令和元年度一般会計予算中、統一的な基準による財務書類等作成支援業務委託事業、第4期基本計画策定支援業務委託事業、定性的データを活用した質的調査による政策形成研究アドバイザー支援業務委託事業、本庁舎等整備執務環境調査業務委託事業、文化プログラム委託事業、鎌倉芸術館改修修繕事業、経営体育成支援事業、漁業支援施設整備協議資料作成等支援業務委託事業、鎌倉地域地区交通計画策定支援業務委託事業及び鎌倉市郷土芸能保存協会設立50周年記念誌作成業務委託事業について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和2年（2020年）6月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和元年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内の内訳		支出負担 行為額	繰越 額	左の内の財源				明 説	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 の財源				一般財源
									国(県) 支出金	地方債	その他		
10	総務費	05 総務管理費	845,130	0	845,130	0	845,130	0	0	0	845,130	新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、受注者との協議及び調整が滞り、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	
10	総務費	05 総務管理費	9,956,628	0	9,956,628	0	9,956,628	0	0	0	9,956,628	新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、本業務委託に合まれる第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の印刷製本に際し、市内他部署との調整、受注者への指示が滞り、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	
10	総務費	05 総務管理費	495,000	0	495,000	0	495,000	0	0	0	495,000	新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、本市が3月前半までにを行う市民へのアンケートの分析作業の工程が遅れ、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	
10	総務費	05 総務管理費	16,170,000	0	16,170,000	0	16,170,000	0	0	0	16,170,000	新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、3月に開催予定だった会議及び勉強会について、受注者との協議で開催を見送ったこと、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	

令和元年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内の内訳		支出負担 行為額	翌年 繰越額	左の内の内訳				明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	の財源				一般財源
									未収入 国(県) 支出金	地方債	その他		
10 総務費	05 総務管理費	文化プログラム委託 事業	1,400,000	0	1,400,000	0	1,400,000	0	0	0	1,400,000	新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、文化プログラム事業である鎌倉ことばも館について、実施予定であった稽古及び発表会を延期したことで、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉芸術館改修修繕 事業	14,300,000	0	14,300,000	0	14,300,000	0	0	0	11,150,000	新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、本修繕のうち個別空調機の一部が欠品状態となり、当初予定していた空調機の納期が延期となったことで、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	
30 農業 水産業費	05 農業 水産業費	経営体育成支援事業	12,894,000	0	12,894,000	0	12,894,000	0	0	0	3,682,000	年度内の補助事業の完了を見込んでいたが、農産用ハウスの補修に必要な資材が入手困難な状況となつていることに加え、新型コロナウイルスの影響も伴い、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	
30 農業 水産業費	05 農業 水産業費	漁業支援施設整備 協議資料作成等支援 業務委託事業	4,411,000	0	4,411,000	0	4,411,000	0	0	0	4,411,000	新型コロナウイルスの感染拡大により、受注者が社員に原則出社・出張禁止措置を実施し、業務が中断したことで工期の延長が必要となり、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	

令和元年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行爲額	左の 内訳		支出負担 行爲額	支出 予	翌 繰 越 額	財 源				明 説
				支出済額	支出未済額				既 取 入 特 定 財 源	の 取 入 地 方 債		一 般 財 源	
										支 出 金	そ の 他		
45	土木費	20 都市計画費	4,400,000	0	4,400,000	0	0	4,400,000	0	0	4,400,000	新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、第16回交通計画検討委員会の開催等の事業が3月中に実施できなくなり、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	
55	教育費	20 社会教育費	499,400	0	499,400	0	499,400	0	0	0	499,400	新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、受託事業者との協議及び調整が遅滞し、年度内に業務を完了することが不可能となったため。	
計			65,371,158	0	65,371,158	0	12,362,000	65,371,158	0	0	53,009,158		